

障害者差別解消法に係る大田区の取組について

1 平成28年度の主な取組

(1) 障がい者差別に関する相談への対応

- 障害福祉課・地域福祉課・障がい者総合サポートセンターを相談窓口とし、必要に応じて、関係部署や関係機関等と連携を図りながら対応

(2) 職員への研修・啓発

- 全庁向けに職員研修を実施（平成28年12月1日実施、約70名参加）

(3) 窓口環境の整備

- 区オリジナル筆談ボードを各窓口へ配布し、あわせて、各窓口で「わかりやすい事業案内シート」を作成
- 「ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン」の策定

(4) 区民・事業者等への理解・啓発

- 普及啓発用パンフレットの作成・配布（30,000部）
- ヘルプマーク入りクリアファイルの作製・配布（8,500部）
- 障がい者総合サポートセンターで障害者差別解消法研修を実施（平成28年11月14日実施）

2 平成29年度の主な取組（予定）

- 障害者差別解消法に基づき、適切な対応ができるよう、法の趣旨、必要な合理的配慮等について、庁内への周知と職員への徹底を図っていく。
- 障がいのある人もない人も共に生きる大田区の実現に向け、区民・事業者等への理解・啓発の取組、「大田区障がい者差別解消支援地域協議会」の運営を重点的に進めていく。

(1) 職員への研修・啓発

- 全庁向けに職員研修を実施（年度後半を予定）

(2) 区民・事業者等への理解・啓発

- 平成28年度に作成したパンフレットを、窓口や各種イベント等の機会を捉えて、広く配布していく。（約60,000部）
- 子どもなどが見てもわかりやすいパンフレットを新たに作成し、学校等で配布していく。

(3) 大田区障がい者差別解消支援地域協議会

- 障がい者差別の解消や権利擁護の取組をより推進していくため、障がい当事者の委員を追加し、充実を図っていく。